



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

国は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することを決定しました。

本市においても速やかに事業開始し、下記のとおり給付金を支給いたします。

【事業概要(想定)】

○低所得のひとり親世帯

■ 支給対象者	次のいずれかに該当する方 ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者 令和5年4月から新たに児童扶養手当支給者となった方 ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方
■ 支給額	児童1人当たり 5万円
■ 申請手続き	申請が不要な場合 と 必要な場合があります 【申請不要】 上記①に該当する方 【申請必要】 上記②③に該当する方
■ 受付期間	令和年6月上旬から受付開始予定
■ 申請窓口	子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課
■ 支給時期	申請不要の方は、5月下旬に支給を予定 申請必要な方は、申請内容を審査後、順次支給予定

○その他低所得の子育て世帯

■ 支給対象者	次のいずれかに該当する方 ① 令和4年度の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税均等割額が非課税の方（令和4年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者の方） ② 18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
■ 支給額	児童1人当たり 5万円
■ 申請手続き	申請が不要な場合 と 必要な場合があります 【申請不要】上記①に該当する方 【申請必要】上記②に該当する方
■ 受付期間	令和5年6月上旬から受付開始予定
■ 申請窓口	子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課
■ 支給時期	申請不要の方は、5月下旬に支給を予定 申請必要な方は、申請内容を審査後、順次支給予定



【問い合わせ】
子どもすこやか部子育て支援課子育て支援係
担当 萩原
0277-47-1150